

令和元年度 苫小牧市航空機騒音対策協議会 要望活動(案)

1 日 程 令和元年9月〇〇日(〇) 千歳・札幌
令和元年9月〇〇日(〇)～〇〇日(〇)【2日間】 東京

2 要望活動者 ・千歳・札幌 委員 11名、事務局 5名
・東京 委員 5名、事務局 4名

3 要望先

■国会議員(議員会館:千代田区永田町)

衆議院議員 堀井 学

参議院議員 橋本 聖子

衆議院議員 山岡 達丸

■国土交通省

国土交通大臣

国土交通副大臣

国土交通大臣政務官

航空局(千代田区霞が関2-1-3)

局 長

航空ネットワーク部長

空港業務課長

東京航空局(千代田区九段南1-1-15)

局 長

次 長

総務部長

空港部長

保安部長

安全管理官

空港部次長

総務部総務課長

総務部航空振興課長

空港部管理課長

空港部環境・地域振興課長

空港部空港企画調整課長

空港部土木建築課長

保安部技術保安企画調整課長

保安部管制課長

保安部管制技術課長

新千歳空港事務所(千歳市美々)

空 港 長

■防衛省

防衛大臣

防衛副大臣

防衛大臣政務官

防衛政策局(新宿区市ヶ谷本村町5-1)

局 長

防衛政策課長

運用政策課長

地方協力局(新宿区市ヶ谷本村町5-1)

地方協力局長

地方協力企画課長

地方調整課長

防音対策課長

航空幕僚監部(新宿区市ヶ谷本村町5-1)

航空幕僚長

総務部長

運用支援・情報部 運用支援課長

総務部 総務課 基地対策室長

航空自衛隊第2航空団(千歳市平和)

千歳基地司令

北海道防衛局(札幌市中央区大通西12)

局 長

次 長

企画部長

4 要望書 別紙のとおり

要 望 書 (案)

「航空機騒音の一層の軽減及び安全対策」について、別記理由により特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年9月 日

苫小牧市長 岩倉博文

苫小牧市航空機騒音対策協議会
会 長

理 由 書 (案)

新千歳空港は、国際線ターミナルビルの整備など国内線及び国際線の拠点空港として、基盤を整えてきております。

一方、航空機の離着陸機数の増加、運航時間の延長により、航空機の騒音や事故など一層増えており、空港周辺の住民は、生活環境への影響や航空機事故に対する不安を抱えながら、生活している状況にあります。

国におきましては、騒音軽減対策及び安全対策を実施されているところではありますが、さらに下記事項について、貴職の特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 着陸時における住宅街での飛行高度を遵守すること並びに離陸時における通常の飛行コースを遵守すること

また、離陸時の飛行として住宅街を避けるコースを設定すること

- 2 運航自粛時間における飛行の抑制を徹底すること

特に、深夜の静穏保持の観点から、遅延便等の一層の抑制に向け、航空会社への指導強化を行うこと

- 3 低騒音機種への切替えを促進すること

- 4 外国貨物機の騒音軽減について引き続き指導を行うこと

- 5 航空機等の点検整備など、安全管理を徹底すること

また、航空機事故の情報や事故原因、再発防止策等について情報提供すること

要 望 書 (案)

「航空機騒音の一層の軽減及び安全対策」

／「防音対策事業」について、別記理由により

特段の御高配を賜りますようお願い申しあ

げます。

令和元年9月 日

苫小牧市長 岩倉博文

苫小牧市航空機騒音対策協議会
会 長

理 由 書（案）

千歳飛行場は、航空自衛隊の基幹飛行場として重要性が高まっております。

近年、千歳飛行場では、航空自衛隊の通常訓練と政府専用機の訓練に加え、在日米軍再編に伴う訓練移転の開始により航空機騒音が増え、また、自衛隊機や米軍機の事故など繰り返し発生しております。

一方、宅地開発などにより、航路下地域の人口が増加するなど周辺環境に変化が現れてきております。その結果、飛行場周辺の住民は、航空機騒音による生活環境への影響を受け、また、戦闘機事故に対する不安を抱えながら生活をしている現状にあります。

国におきましては、騒音軽減対策及び安全対策を実施されているところでありますが、さらに下記事項について貴職の特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 市街地上空での低空飛行を避けること
- 2 通常訓練の離着陸コースを遵守すること
- 3 運航自粛時間における飛行の抑制を徹底すること
- 4 訓練・演習における土日祝日の飛行を避けること
- 5 自衛隊機等の点検整備など、安全管理を徹底すること

また、自衛隊機事故等の情報や事故原因、再発防止策等について情報提供すること

理 由 書 (案)

千歳飛行場周辺整備事業につきましては、日頃から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

厳しい財政事情の中にあつて、逐年飛行場周辺地域の環境整備がなされており、感謝に堪えない次第でございます。

しかしながら、千歳飛行場の南方周辺は航空機の頻繁な離着陸による騒音障害と、在日米軍再編に伴う訓練移転の開始により、騒音がさらに増え、周辺住民の生活安定及び福祉の向上のための諸対策が強く望まれております。

つきましては、下記事項について、貴職の特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 住宅防音助成については、対象区域を70Wまで拡大するとともに、全室を対象とし、告示後の新築住宅についても対象とすること

政府専用機の性能について

比較	B-777-300ER (新)	B-747-400 (旧)
写真		
概要	H31年4月1日よりB-747に替わり政府専用機として運用開始。 B-747と比べて燃費が向上し、最大航続距離が長くなるなど、より環境に配慮した機体となっている。	昭和62年に導入が決定され、「政府専用機検討委員会」において機種などの検討がされ、購入が決定された大型輸送機。H31年3月退役。
整備委託先	ANA (全日本空輸)	JAL (日本航空)
主要スペック		
分類	特別輸送機	特別輸送機
乗客	—	20人～25人
全幅	64.8m	64.9m
全長	73.9m	70.7m
全高	18.5m	19.06m
エンジン		
搭載機名称	2基 GE90-115BL	4基 CF6-80C2
性能比較		
巡航速度	マッハ約0.84	マッハ約0.92
船続距離	約14,000 k m	約13,000 k m
騒音 ※ 1		
離陸騒音値	92.3	99.0
進入騒音値	100.5	103.3

※ 1 ICAO基準による大型飛行機の騒音値例 (単位: EPN dB)

出典 『航空自衛隊HPより』

出典 『数字でみる空港』 発行 (財) 空港振興・環境整備支援機構

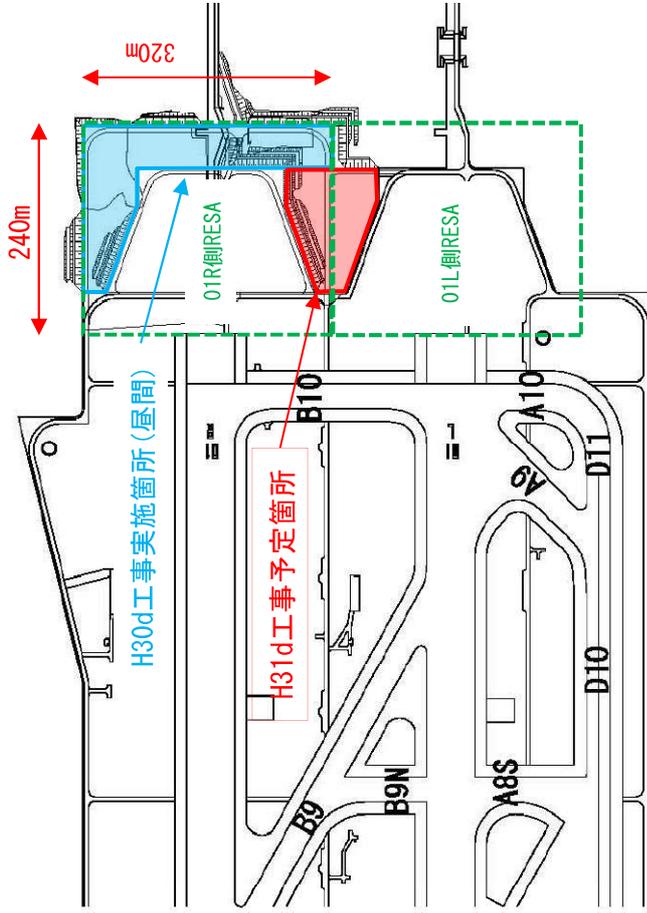
新千歳空港における民航機の引き返し及び目的地外空港への着陸について

着陸日	種別	路線		航空会社便名	着陸理由			理由詳細
		発	着		機材不具合	天候不良	その他	
H30.02.05	国内	新千歳	青森	ANA1900	○			機材不具合による引き返し
H30.02.18	国際	新千歳	台北	エバー航空115	○			機材不具合による引き返し
H30.08.07	国際	ローマ	成田	アリタリア784	○			機材不具合による目的地外空港への着陸
H30.12.21	国内	新千歳	稚内	ANA4843	○			機材不具合による引き返し
H30		国内	引き返し2件 (ANA)		目的地変更0件			
		国際	引き返し1件 (エバー航空)		目的地変更1件 (ANA)			
H31.01.21	国内	丘珠	釧路	JAL2861	○			機材不具合による目的地外空港への着陸
H31.02.12	国内	新千歳	稚内	ANA4841	○			機材不具合による引き返し
H31.04.25	国際	ドイツ・ミュンヘン	羽田	ANA218	○			機材不具合による目的地外空港への着陸
R01.05.12	国内	新千歳	仙台	IBEX50	○			機材不具合による引き返し
H31・R01		国内	引き返し2件 (ANA 1件、IBEX 1件)		目的地変更1件 (JAL)			
		国際	引き返し0件		目的地変更1件 (ANA)			

- ▶ 平成31年度に以下の2つの工事を実施するため、A・B滑走路同時閉鎖（夜間作業時間帯23:00-06:00 R/Wチェック06:00-06:30）が必要。
- ▶ このため工事期間中（6月中旬～11月下旬の23:00-06:30）は、千歳飛行場（E滑走路）を民間航空機のために夜間使用する必要あり。
- ▶ 千歳基地・空港事務所（H30.6.7説明）、北海道庁、千歳市、苫小牧市（H30.8.28-29説明）、防衛省との調整（本省間協議によりH31.3.4に協力依頼を发出）。

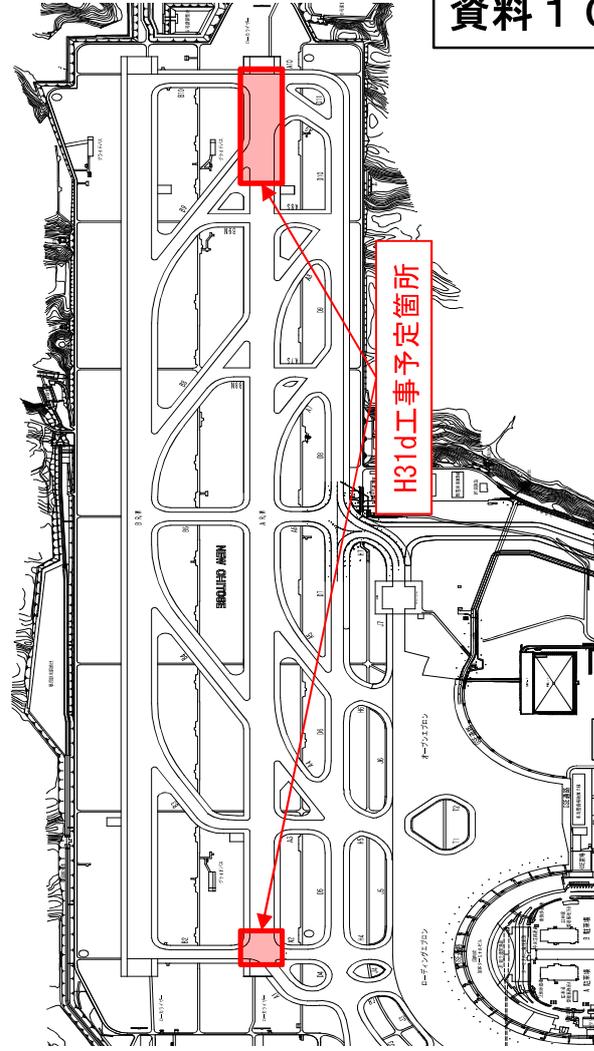
① A滑走路とB滑走路部の中間部のRESA工事を実施 （進入表面に影響）

平成31年度は、A滑走路、B滑走路両方の進入表面に抵触する範囲の整備を予定しており、A・B滑走路の夜間同時閉鎖が必要。



② A滑走路の両末端部の舗装改良工事

平成31年度は、A滑走路の両末端部での舗装改良を予定しており、深夜便の代替経路が確保できないことから、A・B滑走路の夜間同時閉鎖が必要。



平成 31 年 4 月 9 日
航空局 安全部

航空従事者の飲酒基準をとりまとめました ～「航空従事者の飲酒に関する検討会」とりまとめ公表～

昨年11月より開催してきた「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」の検討内容を踏まえ、航空従事者の飲酒基準についてとりまとめました。

国土交通省は、一連の航空会社における飲酒に係る不適切な事案を受け、昨年 11 月 20 日に「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」を設置し、まずは操縦士の飲酒基準について検討を進め、昨年 12 月 25 日に操縦士の飲酒基準について「中間とりまとめ」を行い、本年 1 月 31 日に操縦士の飲酒基準を制改定しました。

それ以降、同検討会において、操縦士以外の客室乗務員及び整備従事者等に関する飲酒基準について検討を進め、本日とりまとめを行いましたので公表します。

また本日より、当該とりまとめを踏まえた関連基準（運航規程審査要領細則及び整備規程審査実施要領細則等）の改正に係るパブリックコメントをあわせて実施します。

【とりまとめの概要】※下線部は中間とりまとめから追加

（全ての操縦士を対象）

1. 飲酒に関する数値基準の設定

（本邦航空運送事業者を対象）

2. アルコール検査の義務化

- ・操縦士、客室乗務員、運航前整備を行う整備従事者及び対空通信を行う運航管理従事者に対し業務前のアルコール検知器による検査を義務化*

※機上で機体の操縦や旅客の避難誘導を行う操縦士及び客室乗務員は乗務後の検査も義務化

- ・アルコールが検知された場合は業務禁止
- ・検査時はなりすましやすり抜け等の不正防止体制が必要

3. アルコール教育の徹底・依存症患者等への対応

4. アルコール不適切事案の航空局への報告を義務化

5. 安全統括管理者の責務に飲酒対策を明確化

【添付資料】

- ・航空従事者の飲酒に関する基準について（概要）

※とりまとめ本文については、国土交通省ホームページで公開いたします。

参考URL http://www.mlit.go.jp/report/press/kouku10_hh_000160.html

【問い合わせ先】

航空局 安全部 運航安全課 藏、小御門
TEL 代表 03-5253-8111（内線50111、50117）
直通 03-5253-8737 FAX 03-5253-1661
航空局 安全部 航空機安全課 大井、田口
TEL 代表 03-5253-8111（内線50202、50245）
直通 03-5253-8735 FAX 03-5253-1661

航空従事者の飲酒基準について①(基準の内容)

1. 全ての操縦士に対する飲酒基準

「航空法70条: アルコールにより正常な運航が状態での運航を禁止※1」の目安※2とする数値基準を制定
(従前) 具体の判断基準無し → 血中濃度: 0.2g/ℓ未満、呼気中濃度: 0.09mg/ℓ未満

※1: 対象は事業用・自家用問わず我が国を運航する全ての操縦士(外国機含む)
※2: 罰則適用上の目安

2. 航空運送事業者に対する規制

(1) 考え方

- ・ 高い安全性が求められる旅客等を輸送する航空運送事業についてはアルコールへの厳格な対応が必要
- ・ アルコールは微量でも注意力の低下や業務の正確性に影響し、その度合いはその日の体調や体質により異なる。
- ・ 航空機の運航に直接関与する者のうち「瞬時に正確な判断・行動」が求められる、かつ、その者の「単独の判断・行動により安全運航に影響を与える場合」は厳格な飲酒ルールを義務化

(2) 飲酒対策 ※下線部は中間とりまとめから追加

1. アルコール検査の義務化(法104条関係)

- 対象: 操縦士、客室乗務員、運航前整備を行う整備従事者、対空通信を行う運航管理従事者
- 業務前のアルコール検知器(ストローク式)による検査義務化※
- アルコールが検知された場合には業務禁止
- 検査時の不正(なりすまし、すり抜け)防止体制の義務化
- ・ 検査時に第三者の立ち会い等を義務化(モニター等の活用可)
- ・ 検査情報の記録・保存(日時、氏名、結果等)

※操縦士及び客室乗務員は、機上で機体の操縦や旅客へ避難誘導を行うこと等から、乗務後のアルコール検査の義務化、飛行勤務前8時間以内の飲酒を禁止

2. アルコール教育の徹底・依存症対応(法103条の2、104条関係)

- 経営者含む全関係職員への定期的なアルコール教育(危険性・分解速度等)を義務化
- 依存症職員等の早期発見・対応のための体制整備(職員への教育、報告制度、カウンセリング環境等)

3. アルコール不適切事案の航空局報告義務(法111条の4関係)

飲酒に係る不適切事案(アルコール検査で不合格の場合や適切に実施されなかった場合等)について航空局への報告義務化

4. 飲酒対策に係る体制の強化(法103条の2関係)

安全統括管理者の責務として飲酒対策を明確に位置づけ、必要な体制を整備することを義務づけること、飲酒対策に係る体制を強化

※下線部は中間とりまとめから追加

1. 確実かつ継続的に基準を遵守するための航空局等の取組

(1) 本邦航空運送事業者

- 航空局による飲酒対策への重点的な安全監査(実施中)、抜き打ちを含むアルコール検査の立ち会いや直接のアルコール検査の実施
- 飲酒に係る不適切事案(アルコール検査で不合格等)に関し、航空局への報告を義務化し、個々の事案についての原因究明・再発防止を徹底
- アルコールの危険性、分解速度等をまとめた「基礎的な教材」の作成等にアルコールに関する正しい理解を促進

(2) 海外航空会社

- 数値基準は外国航空会社の操縦士にも適用。違反した場合は罰則もあり得る旨、外国当局・会社へ周知徹底
- 加えて、航空局職員による立入り検査時においてアルコール検査をあわせて実施。また、外国当局への検査協力を要請。

(3) 自家用運航者

- 数値基準は自家用操縦士にも適用。操縦士の特定操縦技能審査(2年毎)の審査項目にアルコールの知識を追加、抜き打ちでのアルコール検査の実施。
- 操縦士及び整備士に対し、講習会等を通じた飲酒対策に関し安全啓発・周知徹底

2. 航空従事者の意識改革に向けた航空会社の取組

1. 個人の意識改革

- 安全統括管理者の責務に社内でのアルコール対策の統括管理を明記・必要な体制の整備
- パイロット等の責任の重大性、社会的に期待される立場、使命感等を含む教育を定期的の実施
- 飲酒事案は厳格な処分が伴う旨、周知・徹底

2. 飲酒事案のフォローアップ体制の構築

- アルコールチェックにおける不適切事例についての原因究明・再発防止の徹底
- 保存されたアルコール検査の記録やその他の収集されたアルコールに関する不適切と疑われる事案を分析のうえ、改善を図る仕組みを構築

航空局では、個々の事案についての指導監督とともに、監査や航空安全情報分析委員会(年2回開催)での議論を踏まえて、各社の飲酒に関する不適切事案への対応状況等についての指導監督を徹底